

社団法人日本スポーツ吹矢協会

ジュニア育成部 運営マニュアル



1. ジュニア育成部 運営規則
2. ジュニア部 要綱
3. ジュニア部 級・段位試験要綱
4. ジュニア部 競技ルール

■ジュニア育成部

2009.2.26 作成

社団法人日本スポーツ吹矢協会

ジュニア育成部運営規則

(目的)

第1条 本運営規則は、社団法人日本スポーツ吹矢協会（以下、本協会という）のジュニア会員（小・中学生会員）の育成をはじめ、地域・行政・学校等と連携を図りながら、スポーツ吹矢を通して、青少年の健全育成に寄与する目的をもって、必要たる規則、細目を定める。

(事業)

第2条 ジュニア育成部は、前条の目的を遂行するために、次の事業を行う。

- (1) ジュニア会員の育成計画のための施策と実施
- (2) スポーツ吹矢の基本動作の教育・普及
- (3) 学校、地域及び行政との連携による体験教室等の実施
- (4) ジュニア会員のための競技会や交流行事の開催
- (5) ジュニア会員の活動開発に関する調査研究
- (6) ジュニア育成部の指導者及びリーダーの養成
- (7) ジュニア会員・ジュニア育成部の広報・宣伝活動の実施
- (8) その他、ジュニア育成部の目的達成に必要な事業

(構成)

第3条 ジュニア育成部に、次の役員を置く。

- | | |
|----------------|------------|
| (1) ジュニア育成部部长 | 1名 |
| (2) ジュニア育成部副部长 | <u>複数名</u> |
| (3) ジュニア育成部幹事 | 5名以上 20名以内 |

(選出)

第4条 ジュニア育成部の役員は、本協会が認定する上級公認指導員及び公認指導員の中から、同部総意として、理事会に推薦する。

2 理事会で協議し、決定すれば、会長がこれを任命する。

(役務)

第5条 部長は部を統括する。

- 2 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときまたは欠けたるときは、部長があらかじめ指名した順序により、部長の職務を代理し、またはその職務を執行する。
- 3 前第2項の場合、部の合意を得たのち、新たな部長候補を理事会に推薦し、理事会はこれを協議し、決定すれば会長がこれを任命する。

(任期)

第6条 すべての役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、欠員を補充する。但し、補欠役員任期は、前任者の残任期間とし、増員による役員任期は、他の役員残任期間とする。
- 3 役員は任期が満了しても、後任者が決まるまでは、なおその職務を行う。

(解任)

第7条 任期にかかわらず、次の規則に反した場合は、役員を解任する。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
- (2) ジュニア育成部の役員としてふさわしくない行動(非行等)があったと認められたとき
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えられないと認められたとき
- (4) その他、本協会が定める諸規程に反したとき

(会議)

第8条 ジュニア育成部会議(以下、部会議という)は、原則として毎月1回開催する。

- 2 部長はこれを招集し、その議長を務める。

(議題)

第9条 部会議の運営にあたり、事前に議題を協会本部総務部宛に提出し、当日に備える。

(採決)

第10条 各議案についての採決は、出席した役員過半数をもって決議する。可否同数の場合は、議長がこれを決める。

- 2 各役員採決権は、ひとり1個とする。
- 3 継続審議等については、臨時の部会議を開いて決議する。

(指導内容)

第 11 条 ジュニア部への指導は、次の事項に沿って行う。

- (1) スポーツ吹矢の体験・練習にあたっては、的以外は絶対に狙わないことを徹底する。
- (2) スポーツ吹矢の基本動作をしっかりと指導する。
- (3) 挨拶をきちんとする。約束を守る。話しをしている人の方を向くなどを体験させて、社会性を身につけさせる。
- (4) 礼に始まり礼に終わるスポーツ吹矢を通して、マナーを修得させていく。
- (5) スポーツ吹矢式呼吸法を通して、集中力を高め、深い呼吸で脳の活性化を図ることにより、学習意欲や体力、気力の向上を図るよう指導する。

(競技会の役員)

第 12 条 ジュニア部の競技会については、競技審判員及び運営役員にあたる。

- 2 ジュニア育成部長は実行委員長に就く。

(競技審判)

第 13 条 ジュニア部の競技会における競技審判員は、原則として公認指導員用「スポーツ吹矢運営マニュアル」に記載の「競技審判マニュアル」に準ずる。

(改定)

第 14 条 本運営規則を変更する時は、部会議で修正案を協議した上で、理事会に上申する。理事会はこれを審議し議決する。

(留意点)

第 15 条 ジュニア部への指導に際して、次の留意点を守る。

- (1) ジュニア部の練習・研修は原則として公認指導員があたる。
- (2) 練習時間は極端に早い時間や、夜 8 時過ぎには行わない。
- (3) 練習会場には公認指導員のほか、人数に応じた複数の大人のサポート(補助者)を置く。
- (4) 指導を担当する人は、児童・生徒が対象となるので、服装・言葉遣い等に配慮すると共に、楽しく安全に学べるよう工夫する。

(附則)

第 16 条 この規則は平成 21 年 12 月 1 日より施行する。

社団法人日本スポーツ吹矢協会

ジュニア部要綱

1 >ジュニア部の設置

社団法人日本スポーツ吹矢協会（以下、本協会という。）は、本協会内に小学生の会員及び中学生を対象にジュニア部を設ける。

ジュニア部は小学校1年生から6年生（男女）と、中学校1年生から3年生（男女）のメンバーで構成する。

高校1年生以上は一般の部とする。

尚、未就学児童については、本人及び家族が希望すれば入会することができるが、本協会が主催する競技会には参加できない。

2 >入会手続き

本協会に入会を希望する場合は、「ジュニア部入会申込書及び承諾書」（別紙）に必要事項を記入し、協会本部へ提出する。提出の際、保護者の承諾書に署名・捺印がない場合は、入会することはできない。

3 >会員証の発行

ジュニア会員として入会した場合は、ジュニア会員用の会員証（男子はグリーン色、女子はピンク色）を発行する。

4 >年会費

1) ジュニア部の年会費は1人500円とする。但し、小学校入学前の未就学児童については無料とする。

2) 例えば、中学3年生で2月に入会し、4月から家族会員に移行となるジュニア部員は、翌年の2月に1,500円を納入する。

3) 入会后2年以上年会費が未払いの場合は、退会処理となる。

5 >競技会

1) 競技会への出場

本協会が主催するスポーツ吹矢フェスティバルに併設するジュニア競技会（単独で開催する場合もある）に出場することができる。

2) 競技会ルール

競技会は別紙「ジュニア部競技ルール」に従って実施する。

3) 参加費

ジュニア部の競技会への参加費は1人500円とする。

4) 保護者の承認

出場を希望するジュニア部員は、必ず保護者の承認を受けること。

5) 表彰

①優勝、準優勝、3位になった選手には、表彰状・楯・記念品を贈呈する。

4位から8位までの入賞者には、賞状と記念品を贈呈する。

②全ての出場者に記念品を贈呈する。

6) 免責事項及び傷害団体保険について

①本協会は、ジュニア競技会を開催するにあたりスポーツ団体保険に加入する。

②参加者の健康管理は、本人の責任とし、各自十分に注意すること。

③会場における事故等については、応急処置のみとし、その他の責任は負わない。ジュニア育成部のメンバーは、毎年ボランティア保険（年間3000円程度で全国で使用できるもの）に加入する。

7) その他

原則として一般会員が参加する大会、競技会における競技規則・大会規則に規って行うものとする。

6 > 級・段位試験

本協会が認定するジュニア部の級・段位試験を受験することができる。（別紙「ジュニア部の級・段位試験要綱」による）

7 > 練習及び競技会での注意

ジュニア部員の練習や競技会では、担当者の話をよく聞き、他の人が吹いている前を横切ったり、筒を人に向けたり、吹矢用具を遊び道具にしたり、大声で騒ぐなど、他の人に迷惑をかけたりにしてはいけない。

8 > 施行日

この要綱は、平成21年12月1日より施行する。

社団法人日本スポーツ吹矢協会

ジュニア部 級・段位試験要綱

ジュニア部の級・段位試験は以下の要項を基に実施する。

<記>

1 > 的の高さ

130 cmまたは 160 cmの2種類とする。(本人の申告制とする)

2 > 筒の長さ

100 cmまたは 120 cmの2種類とする。(本人の申告制とする)

3 > 用具

筒及び矢は協会公認の一般用の用具を使用する。筒先から 30 cm以内には目印など貼付物を付けてはならない。

4 > 試験官

試験官は必ず公認指導員以上が担当する。

試験は担当者のほか、サポート役として役員（公認指導員でなくてもよい）がつき複数で行う。

5 > 実施要綱

昇級後は1ヶ月以上を経過すれば、次の級位を受験することができる。

級・段位	的の高さ	ラウンド数	的までの距離	合格点
ジュニア5級	130cm	2ラウンド	4m	42点以上
	160cm			
ジュニア4級	130cm	2ラウンド	4m	46点以上
	160cm			
ジュニア3級	130cm	2ラウンド	5m	50点以上
	160cm			
ジュニア2級	130cm	3ラウンド	5m	75点以上
	160cm			
ジュニア1級	130cm	3ラウンド	6m	75点以上
	160cm			
ジュニア初段	130cm	3ラウンド	7m	75点以上
	160cm			

6 > ジュニア部昇級・昇段試験について

- 1) ジュニア部の昇級試験は5級から受験しなければならない。
- 2) ジュニア初段を取得すると、一般の部の1級受験資格を得ることができる。
- 3) 一般の部の1級受験は、ラウンド数、的までの距離、点数等、一般の部の試験ルールに沿って実施する。
- 4) ジュニア部員に在籍中は、一般の部の初段までとする。但し、前項同様、一般の部の試験ルールに沿って実施する。
- 5) ジュニア部員は二段以上の受験はできない。また、二段以上の受験を希望するために、ジュニア部から一般の部に移行して受験することはできない。
- 6) ジュニア部員が初段を受験する場合は一般の部同様レポートを提出する。

級・段位	的の高さ	距離	ラウンド数	合格点	受験資格
一般の部 1級	130cm	7m	4ラウンド	100点	ジュニア 初段
	160cm				
一般の部 初段	130cm	8m	4ラウンド	100点	一般の部 1級
	160cm				

※ジュニア初段から一般の部1級の試験に落ちた場合、再試験はそれぞれ1ヶ月後となる。(但し、現時点の認定書を必ず持参する)

7 > 受験料及び認定料

1) 受験料

ジュニア部員の受験料はすべて無料とする。

2) 認定料

ジュニア部員の認定料は、ジュニア 5 級～1 級については無料とする。
ジュニア初段は 5 0 0 円とする。但し、一般の部の 1 級及び初段の認定料は 1, 0 0 0 円とする。

8 > 認定証

ジュニア会員の級・段位の認定については、ジュニア認定証を発行する。

9 > 施行日

この要綱は、平成 2 1 年 1 2 月 1 日より施行する。

社団法人日本スポーツ吹矢協会

ジュニア部競技ルール

社団法人日本スポーツ吹矢協会（以下、本協会という。）が、主催するジュニア部員を対象にした競技会における競技ルールについては、以下の原則に則り実施していく。

尚、その他の競技規則は「スポーツ吹矢運営マニュアル」に記載されている「競技規則」を参考に実施する。

県または地域支部が主催して行う場合は、ジュニア部競技ルールを参考に行ってもよい。

<記>

1 競技種目

競技種目は、原則として小・中学生の部を分けず、4・5 m部門と6・7 m部門の2部で実施する。

尚、競技種目については、その都度、ジュニア競技会実行委員会が協議し決定する。

2 用具

1) 筒及び矢

筒及び矢は、本協会公認の用具とする。

2) 筒の長さ

120 c mまたは100 c mの2種類とする。（本人の申告制とする）

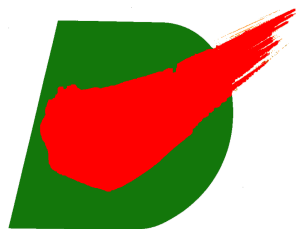
但し、競技中に筒を交互に変えて競技することは認めない。また、一般の部と同様、筒先30 c m以内に目印などのてん付物を付けることはできない。

3) 的の高さ

160 c mまたは130 c mの2種類とする。（本人の申告制とする）

3 競技方法

- 1) 個人戦と団体戦を行う。但し、団体戦は申し込み状況に応じて決定する。
- 2) 個人戦は4ラウンド制とし、合計点で順位を決定する。但し、同点の場合は順位決定戦を行う。



ジュニア育成部運営マニュアル

平成21年 4月 1日第一刷発行

平成21年11月20日第二版改訂

発行 社団法人 日本スポーツ吹矢協会

〒104-0061

東京都中央区銀座3-8-12 大広朝日ビル 8F

Tel 03-3538-5837 Fax 03-3538-5836

本書の内容の一部あるいは全部を、無断で複写複製（コピー）することは、法律で認められた場合を除き、著作者および出版社の権利の侵害となりますので、その場合はあらかじめ当協会あてに許諾を求めて下さい。